

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予（特例制度）をご利用ください

新型コロナウイルスの影響により、市税を一時に納付することが困難な場合は、市役所に申請することにより、1年間納税が猶予されます（徴収猶予の特例：地方税法附則第59条）

1年間猶予

延滞金なし

無担保

猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業等の状況に応じて計画的に納付していただくことが可能です。

特例猶予の対象となる方

次の①②のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者が対象となります。

① 新形コロナウイルスの影響により

令和2年2月以降の期間（1か月以上）において、事業収入・給与収入等が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付することが困難であること

特例猶予の対象となる市税等

令和2年2月1日から令和3年2月1日（月）までに納期限が到来する個人市県民税・法人市民税・固定資産税などほぼすべての税目が対象となります。

特例猶予の申請方法等

① 特例猶予は納期限までに申請が必要です。

② 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳・給与明細等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は職員が口頭でお伺いします。

特例猶予となる方は

- ① 特別徴収義務者も含まれます。
- ② 給与から個人市県民税を特別徴収されている給与所得者は、特例猶予の対象ではありませんが、会社が休業して普通徴収に切り替わったなど、収入減少の要件を満たせば、特例猶予の対象となります。
- ③ 特例猶予については、猶予を受けようとする市税以外に滞納している地方税があっても、猶予を受けることができます。現在滞納している地方税がある方は、まずは市役所 収納管理課にご相談ください。

特例猶予となる市税等とは

- ① 令和2年2月1日から令和3年2月1日（月）までに納期限が到来する市税が対象です。
- ② 一つの税目で納期限が複数あるもの（固定資産税など）については、各納期限の翌日から1年間特例猶予を受けることができます。ただし、中間申告による法人市民税は、確定申告書の提出期限までの期間です。

特例猶予の申請、猶予期間は

- ① 固定資産税について既に特例猶予を受けていて、新たに個人市県民税が発生した場合には、再度特例猶予申請書の提出が必要です。納税通知書は税目によって発送時期が分かれるため、複数回提出いただく場合があります。
- ② 特例猶予の適用期間は原則1年ですが、それまでに納付ができない場合に、申請により現行の徴収猶予（地方税法第15条）を適用できる場合があります。

現行の徴収猶予（地方税法第15条）が認められると

原則として1年間猶予されます
(資力に応じて分割納付となります)

猶予中は延滞金が軽減されます
(通常 年8.9%→軽減後 年1.6%)